

農地の権利移動の許可基準

○ 農業委員会は、農地の貸借・売買の際、**農地法第3条に基づき**許可の有無を判断(**法定受託事務**)

農地法における権利取得の主な許可要件 (第3条第2項)

1. 農地の**すべてを効率的に利用**すること (第1号)

【効率的な農地利用の判断基準】

○ **耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術**を見て判断

2. 法人の場合は**農地所有適格法人**であること (第2号)

3. **信託の引受けによるものでない**こと (第3号)

4. 必要な**農作業に常時従事**すること (第4号)

【農作業常時従事の判断基準】

○ 農作業に年間従事する日数は**原則150日**以上

5. **転貸を行うものでない**こと※ (第5号)

6. **周辺の農地利用に支障がない**こと (第6号)

【周辺の農地利用への支障の判断基準】

○ 農地の**面的集積を分断**する、他の農業者の**水利用や無農業栽培を阻害**する農地利用でないこ

と

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能(農地所有適格法人は農地を借りることも可能)
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 (個人と共通)

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい

農地を
借りたい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業(自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む)[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が総議決権の過半を占めること
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容: 農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容: 集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容: 農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業(自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。)[売上高が過半]
 [関連事業]
 - ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等(例えば、農家民宿)等
3. 議決権要件

農業関係者

- ・ 法人の行う農業に常時従事する個人
- ・ 農地の権利を提供した個人
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- ・ 基幹的な農作業を委託している個人
- ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

総議決権の過半

農業関係者以外

(制限なし)

総議決権の2分の1未満

4. 役員要件
 - ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員(原則年間150日以上)であること
 - ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること

(参考)

R6. 9/25

農地所有適格法人報告書チェックリスト

| 番号 | 受付年月日 |
|----|----------|
| | 令和 年 月 日 |

| 区分 | 提出書類名 | 提出部数 | 継続法人 | 新規法人 | 備考 | 添付書類 チェック欄 | |
|----|--------------------------------|------|------|------|------|---------------|-------|
| | | | | | | (申請者) | (委員会) |
| 1. | 農地所有適格法人報告書 | 1部 | ○ | ○ | | | |
| 2. | 決算書(又は損益計算書)の写し | 1部 | ○ | ○ | (注1) | | |
| 3. | 定款の写し | 1部 | △ | ○ | (注2) | | |
| 4. | 役員名簿 | 1部 | △ | ○ | (注3) | | |
| 5. | 組員名簿、株主名簿 | 1部 | ○ | ○ | | | |
| 6. | 承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し | 1部 | △ | △ | (注4) | | |
| 7. | 構成員が関連事業者であることを証する書面の写し | 1部 | △ | △ | (注5) | | |
| 8. | 認定を受けたことを証する書面の写し | 1部 | △ | △ | (注6) | | |

※ ○印の書類は必ずご用意ください。△印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。
 ※ 毎年事業年度の終了後3ヶ月以内に農業委員会事務局に提出してください。

[留意事項]

- (注1) 申告年度の決算書又は損益計算書を添付。
- (注2) 申告年度において、定款の内容に変更があった場合のみ添付。
- (注3) 申告年度において、役員の内容に変更があった場合のみ添付。
- (注4) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合に添付。
- (注5) 法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等の関連事業者がいる場合は、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等を添付。
- (注6) 食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)のいずれかに基づく認定を受けた関連事業者の場合は、その認定を受けたことを証する書面の写しを添付。

[連絡先]

| 氏名 | 電話番号 | 備考 |
|----|------|----|
| | - | |

[申請記録]

| 日付 | 訂正、加筆等の内容 |
|----|-----------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- 3 農地法第2条第3
 構成員全ての状況
 (1) 農業関係者（権利
 農業協同組合、投

要件3 議決権要件

- ①～⑥に当てはまる構成員が議決権の過半（半分を超える）か確認します。
 ①法人に農地を提供した個人
 ②法人の農業常時従事者
 ③法人に基幹的な農作業を委託した個人
 ④中間管理機構または農協を通して法人に農地を貸し付けている個人
 ⑤農地中間管理機構、農協など
 ⑥農業法人投資育成事業を行う承認会社（投資円滑化法第10条）

| 氏名 又は名称 | 住所又は主たる 事務所の所在地 | 国籍等 | 在留資格又は 特別永住者 | 議決権 の数 | 要件①の記入例 賃借権、使用賃借権 | | | 農作業 委託の 内容 | |
|--|--------------------|-----|-----------------|-----------|----------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | | | | 農 提供 権利の 類 | 面積 (㎡) | 農業への 年間従事日数 | | |
| 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 〇〇 〇〇 | 日本 | | 30 | 賃借権 | | 150 150 150 | 150 150 150 | 耕起、 田植など |
| 要件②の記入例 常時従事者は農業(関連事業含む) に原則年間150日以上従事 | | | | | | | | | |
| 要件④の記入例 中間管理機構を通した場合は、賃借権(中)、JAを通した場合は賃借権(JA)と記入 | | | | | 賃借権 (中) | 5,000 | 60 | 50 | |
| | | | | | 賃借権 (JA) | 3,000 | 20 | 10 | |
| JA(〇〇) | | | | 10 | | | | | |

議決権の数の合計

100

上の表の議決権数の
合計

農業関係者の議決権の割合

100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 530 日

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務 所の所在地 | 国籍等 | 在留資格又は 特別永住者 | 議決権の数 |
|--------|--------------------|-----|-----------------|-------|
| | | | | |
| | | | | |

議決権の

上記の(1)以外の構成員(株式会社は株主、合同会社・
合名会社・合資会社は社員)

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
 なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)
 第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役等 全ての農業への従事状況

| 氏名 | 住所 | 国籍等 | 在留資格 又は特別 永住者 | 役職 | 農業への年間従事 日数 | | 必要な農作業への 年間従事日数 | |
|----|----|-----|---------------------|-----|----------------|--------------|--------------------|--------------|
| | | | | | 直近実績 | 翌事業年 度の計画 | 直近実績 | 翌事業年 度の計画 |
| | | | | | 〇〇 〇〇 | 〇〇 〇〇 | 日本 | |
| | | | | 取締役 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| | | | | 取締役 | 150 | 150 | 30 | 30 |

株式会社・特例有限会社
の場合は「取締役」、合同
会社・合名会社・合資会
社の場合は「業務執行役
員」と記入

要件4 役員要件
①～②の両方に当てはまるか確認します。
①理事の過半（半分より多く）が農業（関連事業
を含む）に常時従事（原則年間 150 日以上）す
る構成員であること。
②役員または重要な使用人のうち 1 人以上が原
則 60 日以上農作業に従事すること。

農業全般の従事日数
150 日以上が
半数より多い
(例) 3 人の理事…
2 人が 150 日以上

農業従事日数の内、
農作業従事日数
60 日以上が 1 人
以上
(例) 3 人の内 1 人が
60 日以上

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

| 氏名 | 住所 | 国籍等 | 在留資格 又は特別 永住者 | 役職 | 日数 | | 年間従事日数 | |
|----|----|-----|---------------------|----|------|--------------|--------|--------------|
| | | | | | 直近実績 | 翌事業年 度の計画 | 直近実績 | 翌事業年 度の計画 |
| | | | | | | | | |

年間 60 日以上農作業に従事している役員がない場合、法人の行う農業
（関連事業を含む）に関する権限や責任のある使用人がいる場合は記入
してください。
(例) 農場長、農業部門の部長

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2 (1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

4 「3 (1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。